様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　4月　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃげんきぐろーばるだいにんぐこんせぷつ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社Genki Global Dining Concepts  　　　（ふりがな）　ふじお　みつぞう  　　　（法人の場合）代表者の氏名 　藤尾　益造  住所　〒110-0005  東京都台東区上野3-24-6　上野フロンティアタワー19階  法人番号　8060001001562  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト  事業案内“DXの取り組み” | | 公表日 | 2025年　3月　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL内の、『DXで未来を切り拓く』に記載  https://www.genki-gdc.co.jp/company/dx/ | | 記載内容抜粋 | ＜社会及び競争環境の変化による自社にもたらす影響＞  デジタル技術の進化と顧客ニーズの変化が進む中、私たちはこれをチャンスと捉えています。  ＜経営ビジョン＞  私たちは企業理念である「まごころ込めた一皿で、豊かで楽しい時間を提供し、世界中を“元気”にします」を実現します。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  DXを経営の最重要課題として積極的に取り組んでいます。店舗での接客時間を最大化し、質の高い顧客サービスを提供することで、新たな収益機会の創出に挑戦しています。  調達から提供までのバリューチェーンをDXで進化させ、効率化と品質向上を実現するとともに、高品質な米や新鮮な魚を活用した商品は、顧客満足度向上への取り組み働きやすい環境づくりや持続可能な社会の実現にも寄与していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年2月12日開催の取締役会より承認権限を委譲されている当社経営会議（社長出席）にて決議された内容に基いています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト  事業案内“DXの取り組み” | | 公表日 | 2025年　3月　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL内の、『デジタル技術を活用した当社の取り組み』に記載  https://www.genki-gdc.co.jp/company/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社では、「新鮮でおいしい商品をお客様に届ける」という想いを実現するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し、以下の取り組みを推進しています。   1. 販売データの活用による効率化とロス削減   ・AI需要予測により必要な量を適切なタイミングで製造  ・リアルタイム監視システムで食材ロスを最小化   1. 店舗作業工程の最適化   ・在庫管理システムで無駄を排除  ・製造指示ツールで店舗業務を効率化   1. 販売データを活用した商品開発   ・販売データから顧客ニーズを分析し新メニューを開発  ・試験販売データを活用し、商品販売期間を決定   1. 情報連携と業務の効率化   ・クラウド基盤でのデータの一元管理  ・RPA導入で事務作業を自動化   1. 持続可能な経営への転換   ・DXを活用した食材ロス削減で環境負荷を軽減 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年2月12日開催の取締役会より承認権限を委譲されている当社経営会議（社長出席）にて決議された内容に基いています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL内の、  １．『全社を巻き込むDX推進体制』  ２．『未来を切り拓くDX人材育成』  ≪記載URL≫https://www.genki-gdc.co.jp/company/dx/ | | 記載内容抜粋 | １.当社では、『DXプロジェクトチーム』を中心に部署間横断的なプロジェクトを展開。経営陣や店舗との密な連携を図り、効率的なデジタル施策を進めています。  ２. DXを推進するため、当社では以下の層に応じた育成プログラムを実施しています。  ・システム管理者  　プロジェクト管理やデータ分析スキル向上  ・システム活用者  　部署ごとに業務システムの効率化スキルを養成  ・全社員  　基本ITリテラシーを習得する環境を整備  当社では、DX推進のために層別の育成プログラムを実施しています。全社員にはE-ラーニング環境を整備し、基本的なITリテラシーを習得。各部署のシステム活用者には業務効率化スキルを養成し、システム管理者にはプロジェクト管理やデータ分析スキルを向上させています。また、新卒・中途採用や社内公募制度を活用し、IT人材を確保。専門研修を実施し、継続的なスキルアップを支援しています。さらに、DX共有会やプロジェクトを通じ、成功事例を共有して全社的なDX文化の醸成を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL内の、『先端技術を活用した環境整備』に記載  https://www.genki-gdc.co.jp/company/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、最新の情報処理技術を活用するために以下の  具体的な環境整備を実施しています。  ◆販売データでロス削減  AI需要予測環境の整備  ◆販売データで商品開発  販売データ・試験販売データを蓄積するデータウェアハウス基盤の構築  ◆作業工程の効率化  　業務システムの統合・連携の強化  ◆情報連携＆業務効率化  クラウド基盤での一元管理・ＲＰＡ |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社コーポレートサイト  事業案内“DXの取り組み” | | 公表日 | 2025年　3月　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにおける下記URL内の、『デジタル技術を活用した当社の取り組み』に記載  https://www.genki-gdc.co.jp/company/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX戦略の達成度を測る指標として、以下を設定し公表しています。  ◆販売データの活用による効率化とロス削減  　目標：食材ロスの削減  ◆店舗作業工程の最適化  　目標：レイバーコストの削減  ◆販売データを活用した商品開発  　目標：新商品の売上増加  ◆情報連携と業務の効率化  　目標：残業時間の削減  ◆持続可能な経営への転換  　目標：食材ロスの削減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　3月　11日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトにおける下記URL内の、『DXで未来を切り拓く』に記載  https://www.genki-gdc.co.jp/company/dx/ | | 発信内容 | 実務執行統括責任者として代表取締役社長の藤尾から以下の内容を発信しています。  私たちは企業理念である「まごころ込めた一皿で、豊かで楽しい時間を提供し、世界中を“元気”にします」を実現するため、DXを経営の最重要課題として積極的に取り組んでいます。デジタル技術の進化と顧客ニーズの変化が進む中、私たちはこれをチャンスと捉え、店舗での接客時間を最大化し、質の高い顧客サービスを提供することで、新たな収益機会の創出に挑戦しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　2025年　1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を使用して自己診断を実施しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　3月頃　～　現在 | | 実施内容 | 当社では、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、サイバーセキュリティ対策の強化を推進しています。定期的な内部監査を実施し、全社員を対象に管理状況を点検することで、リスクの早期発見と迅速な対応を実現しています。  さらに、以下の具体的な対策を講じています  1.MDM（Mobile Device Management）による社内デバイス管理  ・OSアップデート状況の管理と制御  ・インストールアプリの管理  ２.IDaaS（Identity as a Service）を活用したID管理と多要素認証  ３.デバイス証明書によるネットワークアクセスの制御  これらの取り組みにより、情報セキュリティの維持・向上とともに、お客様の信頼に応える体制を強化しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。